

随意契約の結果

【令和5年6月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構中部支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
UR賃貸ショップ星ヶ丘事務所賃貸借契約	契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区錦3-5-27	令和5年6月16日	(有)のぞみ 愛知県名古屋市中区東区社台1-176	8180002049218	非公表	非公表	非公表	本契約は、募集案内業務を行うための事務所賃貸借契約である。当該事務所は、地下鉄星ヶ丘駅の近隣に位置しており、交通アクセスも良く、募集業務を行う上で、利便性等諸条件を満たすものであることから随意契約を行ったものである(会計規程第51条第3項第1号)。	-				
金山駅エスカレーター側壁広告掲出	分任契約担当役 中部支社 総務部長 柴崎 啓一 愛知県名古屋市中区錦3-5-27	令和5年6月19日	(株)電通名鉄コミュニケーションズ 愛知県名古屋市中村区名駅4-8-18	9180001033056	1,321,320円	1,321,320円	100.0%	本業務は空家賃貸住宅のPR業務である。実施に当たっては、当該業務に精通していることが必要ことから、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画競争方式によることとし、令和3年1月の企画競争の結果選定された者と、随意契約を行ったものである。(会計規程第51条第3項第1号による)	-				
名古屋星ヶ丘ビル1階テナント室内B工事業務	分任契約担当役 中部支社 総務部長 柴崎 啓一 愛知県名古屋市中区錦3-5-27	令和5年6月30日	(有)サンケリー 愛知県名古屋市中村区名駅通3-2-2-1	7180002045309	非公表	非公表	非公表	本業務は、UR賃貸ショップ星ヶ丘の運営に必要なオーナー指定業者によるテナント工事である。当該業務は、当該賃貸ショップとして賃借する事務所のオーナー所有部分における工事であることから随意契約を行ったものである(会計規程第51条第3項第1号)。	-				
名古屋星ヶ丘ビル1階テナント用地上3点及び屋上塔屋サイン工事業務	分任契約担当役 中部支社 総務部長 柴崎 啓一 愛知県名古屋市中区錦3-5-27	令和5年6月30日	(有)サンケリー 愛知県名古屋市中村区名駅通3-2-2-1	7180002045309	非公表	非公表	非公表	本業務は、UR賃貸ショップ星ヶ丘の運営に必要なオーナー指定業者によるテナントサイン工事である。当該業務は、当該賃貸ショップとして賃借する事務所のオーナー所有部分における工事であることから随意契約を行ったものである(会計規程第51条第3項第1号)。	-				
募集チラシデータ制作及び折込業務(2023年7月折込分)	分任契約担当役 中部支社 総務部長 柴崎 啓一 愛知県名古屋市中区錦3-5-27	令和5年6月29日	(株)電通名鉄コミュニケーションズ 愛知県名古屋市中村区名駅4-8-18	9180001033056	2,101,000円	2,101,000円	100.0%	本業務は空家賃貸住宅のPR業務である。実施に当たっては、当該業務に精通していることが必要ことから、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画競争方式によることとし、令和3年1月の企画競争の結果選定された者と、随意契約を行ったものである。(会計規程第51条第3項第1号による)	-				
地下鉄集帖 掲出	分任契約担当役 中部支社 総務部長 柴崎 啓一 愛知県名古屋市中区錦3-5-27	令和5年6月29日	(株)電通名鉄コミュニケーションズ 愛知県名古屋市中村区名駅4-8-18	9180001033056	1,501,500円	1,501,500円	100.0%	本業務は空家賃貸住宅のPR業務である。実施に当たっては、当該業務に精通していることが必要ことから、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画競争方式によることとし、令和3年1月の企画競争の結果選定された者と、随意契約を行ったものである。(会計規程第51条第3項第1号による)	-				
【URコミュニティ】駐車場使用契約	業務受託者 (株)URコミュニティ名古屋住まいセンター長 小嶋 正彦 愛知県名古屋市中区金山1-12-14	令和5年6月17日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋2-4-12	1010001065445	非公表	非公表	非公表	本契約は、名古屋住まいセンターの業務用車両駐車場として、賃借しているビル地下駐車場の使用契約である。当該契約は業務実施上、利便性が良いことから引き続き、当該法人と随意契約を行ったものである(会計規程第51条第3項第1号)。	-				